

の身皮を生き剥ぎにして肉や骨を剔去し、形をその儘に残したものをいうたのであらうと思ふ。これにはまさか乳酪酒漚の類を盛つたのではあるまいし、またその強韌の度に於てかゝる種類のものを盛るに適しないであらうと思はれるから、畢竟渾脫とは小牛の革で製したものと限らず、また特に乳酪酒漚の類を盛ると限らず、諸種の動物の肉や骨を剔去した囊状のものを呼んだ名と解して誤らないであらう。明清時代に於ても此の名の用ゐられたことは李心衡の金川瑣記に、「甘肅隣近黃河之西寧一帶、多渾脫、蓋取羊皮、去骨肉製成、輕浮水面、李開先塞上曲、有不用輕帆并短棹、渾脫飛渡只須段之句、但可渡一人、且下體不免沾濡」とあり、辭源續篇の編者はこれにつき、「按渾脫卽匭、殺全羊、空去骨肉、留完皮、乾之、用時吹氣使漲、甘肅謂之棧子、可作渡船」というて居る。これは羊の渾脫で、浮袋として用ゐられたものである。村瀨之熙の秬苑日涉卷四、渾脫の條にも、出典は示してないが、「又按、鞞韃以殺小牛羊爲渾脫」と見える。唐代長孫无忌が烏羊毛を以て渾脫氈帽を作つたといふのも矢張りこの類で、「烏羊毛を以て」とは記されてあるが、渾脫といふ語があるからは、多分黒羊の肉や骨を去つて、外皮や毛をその儘に残し、帽子として用ゐたものであつたらうと思ふ。明の陳士元はその著の諸史夷語解義(元史輿服志附錄)に於て、「渾脫、華言囊橐也」と解き、前出草木子や呂元泰の上疏、長孫无忌の渾脫氈帽などを引合に出した後、「是渾脫之名、不始于胡元、但前代所指不同耳」というて居る。陳士元は唐代と元代とに於て渾脫といふ語の指す所同一でないと見て居るのであるけれども、前に述べたやうに、諸種の動物の肉・骨を剔出して空虛ウツロの囊となしたものを渾脫と呼んだと解すれば、それが或は酒漚を盛る器として、或は浮袋として、或はまたそれが小さい動物であれば、押し凹めてか、または適當に切り開いてか帽子頭巾として用ゐられた時でも、すべて同様に渾脫と稱するに